

## 訪問看護ステーション運営規定

### (事業の目的)

第1条 この規定は、社会医療法人関東会が設置する訪問看護ステーションいろは（以下「ステーション」という）の職員及業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条
- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
  - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
  - 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
  - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士又は言語聴覚士（以下「看護師」という）によって訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業の名称及び所在地)

- 第4条
- 1 事業の名称及び所在地は、次の通りとする。
    - (1) 名称 訪問看護ステーションいろは
    - (2) 所在地 大分県大分市坂ノ市中央3丁目14番33号A号  
セルコ・セゾン
  - 2 出張所の名称及び所在地は、次の通りとする。
    - (1) 名称 訪問看護ステーションいろは 神崎サテライト
    - (2) 所在地 大分県大分市大字本神崎256-4  
住宅型有料老人ホーム ナーシングホーム輝内

### (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- (1) 管理者 看護師もしくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。
  - (2) 看護職員 2.5名以上  
看護職員は、居宅介護支援事業所に対する居宅サービス計画（介護予防サービス）の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導。助言を行う。

(3) 理学療法士 1名

理学療法士は、居宅介護支援事業所に対する居宅サービス計画（介護予防サービス）の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導。助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規定に準じて定めるものとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの連絡体制を整備する。

(利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適応となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適応となる場合

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾患の利用者及び急性増悪等による特別訪問看護指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする、

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により。訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター。地区医師会、関係区市町村、関係機関に調整等を求める。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次の通りとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などにより清潔の管理・援助。食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーション

(4) 家族の支援に関する事。

家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料金等)

第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負

担割合額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、訪問看護重要事項説明書兼契約書の「利用料金」に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、大分市とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、その完結の日から 5 年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止)

第 15 条 利用者等の人権擁護並びに虐待防止等のために、従事者の人権意識の向上を図り、個別看護計画を作成して適切な看護に努めるとともに、従事者の悩みや苦勞の相談体制を整える。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後 3 か月以内の初任研修

- (2) 年 1 回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

(附則)

この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日改定

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日改定

この規定は、平成 27 年 11 月 1 日改定

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日改定

この規定は、令和元年 10 月 1 日改定

この規定は、令和 5 年 10 月 1 日改定